

『二年律令』の文字学

大川 俊 隆

『二年律令』のなかには、多くの从「言」の文字が見られる。これらの文字一つ一つを検討しながら、その文字結構を探り、その意味と来源を考察して行きたい。

一、讓

この文字は次のような文の中で用いられている。

(1) 官爲作務、市及受租、質錢、皆爲鈔、封以令、丞印而入、與參辨券之、輒入錢鈔中、上中辨其廷。質者勿與券。租、質、戸賦、園池入錢、四二九

縣道官、勿敢擅用、三月壹上見金、錢數二千石官、二千石官上丞相・御史。不幸流、或能產拯一人、購金二兩。

拯死者、購一兩。不智(知)何人、廝狸而、四三〇

讓之。流者可拯、同食、將吏及津膏夫吏弗拯、罰金一兩。

拯亡船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。

有識者、予而令、四三一

自購之。四三一

これらの簡四二九・四三〇・四三一・四三二は、張家山二四七漢墓竹簡整理小組(以下「整理小組」と呼ぶ)によって、二つの法律の条文とみなされている^{注1}。内容から見て、最初は金布律の条文で、途中の「不幸流」より他律の文が竄入しているものである。即ち、冒頭の簡四二九に接続する簡四三〇の中間の「二千石官上丞相・御史」までが、官が民間より抵当金をうけとり、それを保管する規程を定めた金布律の文であるが、「不幸流」以下の文は、船や人の河川での流失事故とその救出規程や事故後の処理規程をいうもので、『二年律令』の第六―八簡と関係するものとされる^{注2}。

この「不幸流」以下の文の中に、「不智(知)何人、廝狸讓之」という句が見える。句中の「廝狸」は、睡虎地秦簡『封診式』「賊死」にも見える語で、

(2) 甲以布帛剝狸(埋)男子某所。(簡六四一)

とある。この剡字は、「掩」とすべきとされている^{注3}。従うべきであろう。秦簡の文は、殺人被害にあった男子の遺体を「甲に令して、遺体を布帛で掩った後、埋葬した」という意である。『二年律令』のほうは、「布帛」は見えないが、直接土葬するのではなく、何らかの布類で覆ったのち埋葬するのである。文意は、「(事故の死亡者が)何者かわからなければ、遺体を布で覆って埋葬してこれを護する」であるが、この「護」の義について、整理小組は、「護、『広雅』「積詰」に「求也」とある。ここは、徵求弁認を指す」という。

『二年律令』とともに同漢墓より出土した『奏讞書』の案件二二の中にもこの文字が二箇所見える。

(3) 債所有尺半荊券一枚、其齒類賈人券。婢曰、無此券。……類繪中券。訊讞等、曰、毋此券。護求其左、弗得。……舉闕疑孔盜傷婢、即護問黔首、「有受孔衣器・錢財、弗詣吏、有罪」。

この案件二二は、婢債が市より帰る途上、何者かに後ろより刺され、所持していた金を強奪された事件の捜査記録である。「護求其左」とは、現場に残されていた一尺半の荊券の右半分を一般に公開して、その左半分を捜すということ。「護問黔首」とは、容疑者として孔某が浮上し、かれを尋問する段階で、犯罪の証拠を収集するため、「孔某より衣器、

錢財を受け取りながら、役所に届けない者は有罪とする」と民衆に公開して捜求することである。ここでは、民衆に公開した際の具体的な文言が記されている。「護」とは、このような布告をもって民衆に問い尋ねることをいう。

秦簡の『封診式』にも、「護」が見える。

(4) □□ □□某爰書、某里士五(伍)甲、公士鄭才(在)某里曰丙共詣斬首一、各告曰「甲、丙戰刑(刑)丘城、此甲・丙得首段(也)、甲・丙相與爭、來詣之」。●診首口鬚髮、其右角瘡一所、袤五寸、深到骨、類劍迹、其頭所不齊賤賤然。以書護首曰、「有失伍及齒(遲)不來者、遺來識戲次」。(簡三四—三六)

戦場で二名の兵士が首争いをした時の記録である。「以書護首」とは、その首の形状を書し、これを書面で公開し、さらに隊伍を離脱している者や遅れている者に、戦場での証言を求めるということである。ここでは、「曰」以下の「有失伍及齒(遲)不來者、遺來識戲次」という布告^{注4}のみが引用されているが、その前後には、誰と誰が首争いをしているのかということや、その首の形状を記した文言があったと推定される。

以上の用例から見て、先に挙げた『二年律令』の四三一簡に見える「廝狸而護之」の意味は、溺死者の身元が不明の場

合、これをまず埋葬しておいてから、その人相・人体の特徴などを公開して布告し、その身元を捜索するということがある。

では、この「謔」字は、漢代の文献ではどのように用いられているのであろうか。

『急就篇』に

(5) 乏興猥速訶謔求。

という一句がある。意をとるのにやや難解な句であるが、「乏興」注。をなすと、逮や訶や謔や求というお上の追求が多くなる、ということであろう。この句中の「謔」字に顔師古が、

謔、隱語也。謂偵伺官府利害、隱密其事、有追求也。

という。「密かに追求する」意と解釈するものであるが、これに対して宋の王忠麟は、

黄氏曰、謔、流言有所求也。補曰、説文、流言也。火縣

反。

として、「流言して、捜索する」意とする。上述の(1)―(4)の出土資料の用例から見て、王氏の説を取るべきであろう。

王氏の引く『説文』の文は、卷三上の言部に見え、

(6) 謔、流言也。从言夨聲。

とある。この「流言」とは、現在の「流言飛語」の意ではなく、布告などによって公開する意である。よって、『説文』には「捜索する」ことへの言及はないが、その説解と出土資料の用例の意はほぼ一致するのである。

ただ、『説文』がこの文字の結構を「从言夨聲」と解しているのには同意できない。

同書の卷四上夏部に「夨」字が載り、

(7) 夨、營求也。从夨、从人在穴上。商書曰、高宗夢得説、

使百工夨求、得之傳巖。巖、穴也。(徐鍇曰、人與目隔

穴經營而見之、然使以求之。夨、所指畫也)。

とある。「夨」字の義をその字を構成する「夨」と「夏」より説こうとするものである注。。ただし、それを「商書」の傳説伝説にまで仮託するのは、信じがたい。しかし、説解の「營求也」については、確かに「夨」の部分は、穴より人が頭を出している形であり、ここに「營求」の義の原点を見出すことができる。下部の「夏」の義は知ることができないが、「夨」字には、「謔」字の「公開して捜索する」に近い義があったことは疑いない。だとすれば、「謔」字は、「夨」字に「言」旁が添加された結果できた文字ということになろう。『説文』が形声字としているのは明らかに誤りである。

では、「言」旁はどのような義を付加しているのであろうか。

「言」旁の義が先秦期においてどのように発生し、どのような転義をなしてゆくのかということを解明するには、後述するように、現在のところまだ資料的に限界がある。しかし、秦代より、漢初にかけての文字資料より、「言」旁が法律関係の用語に多く添加されてゆく傾向は見てとることができる^{注7}。ここも、後世の「一般的言辭」の義はなく、法律用語として定まった意味を有させるために「言」旁の添加がおこなわれたのではないかと考えられるのである。

二、訶(付、訶)

この字は、『二年律令』では「訶告」という語彙で三箇所に見える。他には、敦煌漢簡にも一例見える。これらを以下に列举すると、

(8) 訶告罪人、吏捕得之、半購訶者。一三九(捕律)

(9) 取亡罪人爲庸、不智(知)其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智(知)其請(情)而捕告、及訶(訶)告吏捕得之、皆除其罪、勿購。一七二(亡律)

(10) 司空三人以爲庶人。其當刑未報者、勿刑。有(又)復告者一人身、毋有所與。訶告吏、吏捕得之、賞如律。二〇五

(錢律)

(11) 訶告吏、＝以其言捕得之、予平備以□□相輔□ D〇四
九八

これらの用例より、「訶告」が前漢期を通して熟した法律用語として用いられていたことが知られる。これらの用例はすべて「訶告…、吏(以其言)捕得之」という定型形式でもちいられている。意は、「民間人が犯罪者を訶告して、その結果、役人がもたらされた情報に基づいてその犯罪者を逮捕できたならば」ということである。

では、「訶」字の義はどのようなものであるのか。ここで、「訶告」という用語において、「訶」と「告」とがどのような関係にあるのかということが問題となる。両字が、同義あるいは近義で結合している連文ならば、「訶」は、「告」と同義か近義ということになる。

「訶」は『説文』卷三上・言部に、

(12) 訶、知處告言之。从言回聲。

と説解されている。「處を知りて告げて之を言う」と訓むのであろう。この説解をそのまま信じれば、「訶」は「告」と同義の連文となるのであるが、実は、『説文』の説解は、「訶」

一字に対してなされたものではなく、「誦告」という当時頻繁に用いられていた法律用語を念頭においてなされたものである。(5)で挙げた『急就篇』の一句の中に「誦」字が見えるが、これに対する顔師古注も「謂知處密告之」と云い、『説文』と同じである。

では、「誦」字それ自体の義は那辺にあるのか。『史記』淮南王安伝のなかで、「誦」字は次のように用いられている。

(12)淮南王有女陵、慧、有口辯。王愛陵、常多予金錢、爲中誦長安、約結上左右。

淮南王が娘の陵に多額の金銭を与え、長安で情報収集させたり、皇帝側近と密約を結ばせた、という文意のなかで、「誦」字が用いられている。この「誦」字に対して、「索隱」は、

鄧展曰、「誦、捕也」。徐広曰、「伺候探察之名」。孟康曰、「誦音偵。西方人以反間爲偵」。劉氏及包愷並音丑政反。服虔云、「偵、候也」。

と諸家の注釈を引く。「誦、捕也」とは、『説文』の説解と同様、「誦告」を念頭においてなされた注釈である。この義では、本文の「誦長安」の意味が通じない。「誦」字自体の義としては、徐広の「伺候探察之名」が最も適切であろう。「誦長安」とは、「長安の宮廷に対して偵察活動を行う」という意である。「江陵張家山漢墓出土『二年律令』詁注稿」^{注8}では、(8)

の「誦」字に対して、

用例からして、「誦」とは旁から様子を探ることで、公務による偵察であると否とを問わない。そうして知り得た事実を告するのが「誦告」で、確実な証拠に基づいて犯罪を告するのとは区別される。

という注をつけている。まさに、「誦」と「誦告」を明確に区別した上でなされた注であり、従うべきであろう。

そもそも「回」は、『説文』卷五下「冂」部では「冂」の字形で載り、

冂、邑外謂之郊、郊外謂之野、野外謂之林、林外謂之門。象遠界也。回、古文冂。从口、象國邑。冂、回或从土。

と説解されている。「遠界を象る」という説解から、「冂」「回」の本義は、恐らく「遠方」であろうと推測される。この本義を受ける文字として、「迴」字がある。『説文』卷二下「辵」部に、

迴、遠也。从辵回聲。

と形声字とされているが、「回」の本義に辵を添加して、本義を他の引伸義^注より区別したものである。「誦」字の義も「回」「迴」の義より派生してきたものと考えられる。

「誦」はもともと「遠方より伺う」義で、やがて「見えない処より密かに伺う」の義になったものである。現在の言葉で言えば、「公開捜査」に及ぶ前の「内偵」の意である。

前出の『奏讞書』案件二二のなかにも二箇所に「誦」字が用いられている。

(13) □□□□ 徧(?) □□用(?) 隸妾每等晨味里、訃詞謙

問不日作市販、貧急窮困、出入不節、疑爲盜賊者。公卒
瘞等、遍令人微隨視爲謂出入、居處…、順等求弗得、乃
令舉闕調代、毋徵物、舉闕以智訃詞求得、其所以得者甚
微巧、俾令盜賊不敢發。六年八月丙子朔壬辰、咸陽丞殺
・禮敢言之。

一つは、「訃詞謙問不日作市販、貧急窮困、出入不節、疑爲
盜賊者」という句中に用いられているもので、この句は、「日
に市販を作さず、貧急にして窮困し、出入不節にして盜を爲
すに疑わしき者を訃詞・謙問す」と訓むのであろう。もう一
つは、「舉闕以智訃詞求得」という句中に用いられており、「舉
闕、智を以て訃詞・求得す」と訓むものであろう。

どちらも「訃詞」の意が難解である。「謙問」や「求得」の
前段階の法的行為であることは疑いない。「謙問」のほうは
文献では「廉問」という語彙で見えている。即ち、『史記』
始皇帝本紀に、

始皇聞亡、乃大怒曰、「吾前収天下書不中用者盡去之。
悉召文學方術士甚衆、欲以興太平、方士欲練以求奇藥。今
聞韓衆去不報、徐市等費以巨萬計、終不得藥、徒姦利相告
日聞。盧生等吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我、以重吾不德也。
諸生在咸陽者、吾使人廉問、或爲詭言以亂黔首。」

とあり、『漢書』高帝紀下にも、
其令諸吏善遇高爵、稱吾意。且廉問、有不如吾詔者、以重

論之。

とあり、『後漢書』梁冀伝にも、

書得奏御、冀聞而密遣掩捕著。著乃變易姓名、後託病僞
死、結蒲爲人、市棺殯送。冀廉問知其詐、陰求得、笞殺之、
隱蔽其事。

とあるのがそれである。高帝紀下の「廉問」の顔師古注に「廉
察也。廉字本作規、其音同耳」と云い、梁冀伝の李賢注に「察
也」と云う。これらの用例から知られるように、「廉問」とは、
罪状を察知して尋問する意である。そして、漢初では、「廉問」
は「謙問」と書かれていた。「謙」字の方が古形であろう。

「求得」の方は、上の梁冀伝にも見えるが『奏讞書』に幾
つか用例がある。

六年二月中買婢媚士五點所、價錢萬六千、迺三月丁巳亡、

求得媚。(案件二)

和曰、縦黒牝牛南門外、迺嘉平時視、今求得。(案件

一七)

これらの用例から見ると、「求得」は、搜索して捕まえたの意、
「求得」は、搜索しても捕まえられなかったの意である。
よって、「廉問」や「求得」の前にある「訃詞」は、罪人処
置の治獄過程において、罪状を察知して尋問する段階や公的
に搜索し逮捕する段階より以前の法的行為である。「訃」は、
現在の「内偵」に相当することは既に述べた。問題は「訃」
であるが、『説文』には、

(14) 訃、諍語訃訃也。从言卍聲。(卷三上言部)

とあり、言い争いをする時のオノマトペであると説解している。しかし、「訃訃」の「訃」は「訃」と近義でなければならぬので、『説文』の「訃」とは明らかに義が合致しない。両字は同形の別字である^{注10}。

「奏讞書积文注釈」では、「訃」は後世の「研」と通じると考えている^{注11}が、従うべきであろう。「研」は、『説文』に、

研、礪也。从石卍聲。(卷九下石部)

と説解される。「研磨」の義であるが、この字と関連する字に「妍」がある。この字は、『説文』(卷十二下女部)に、

妍、技也。一曰、不省録事。一曰、難侵也。一曰、惠也。一曰、安也。从女卍聲。讀若研。

と説解されるように多義字であるが、その中の「技」の義が「研」字や「訃」字の義と相連なっていると考えられる。『积名』积姿容に、「妍」が見え、

妍、研也。研精於事宜、則無蚩謬。蚩、癡也。

とあり、これより、「妍」「研」字に「精査」の義が存したことが知られる。これらの字が法律用語として用いられた時、「女」旁や「石」旁に代わって「言」旁が付き、「訃」字が成立すると考えられる。もしそうだとすれば、「訃」字の義は、「精査」となり、「訃」の「内偵」の義とつりあいとれる。

よって、(13)の「訃訃」の義は、「詳しく密かに調査する」

義である^{注12}。

三、臽(讞) 訃

「臽」は、簡四一、四二、四四の三箇所に見えている。

(15) 毆兄姊及親父母之同産、耐爲隸臣妾。其臽訃詈之、贖黥。

四一(賊律)

(16) 毆父偏妻父母、男子同産之妻、泰父母之同産、及夫父母

同産、夫之同産、若毆妻之父母、皆贖耐。其臽訃詈之、罰金。四兩。四二—四三(賊律)

(17) ……母妻子者、棄市。其悍主而謁殺之、亦棄市；謁斬若刑、爲斬、刑之。其臽訃詈主、主父母妻。四四(賊律)

これらいずれも「其臽訃詈之」という定型をとっている。

「其」は、いずれも上文の「毆」や「悍」という行為の主語を受け、「之」は上文の「毆」や「悍」という行為の目的語を指す。「臽訃詈」の「訃」とは、怒って口汚く罵ること、
「罵詈」の義である。この「臽訃」は、秦簡の『日書』にも

見える。

(18) ●月生五日曰杵、九日曰擧、十二日曰見莫取、十四日曰「

臯詢、十五日曰臣代主。代主及臯詢、不可取(娶)妻。

八背貳—九背貳

秦簡と『二年律令』の字形は全く同一である。これが秦代・

漢初に通行していた字体であることがわかる。『説文』卷三
上言部に「譏」と「詬」字が並んで見え、

(19) 譏、恥也。从言奚聲。譏、譏或从臯。

詬、譏詬、恥也。从言后聲。詢、或从旬。

とある。『説文』のこのような書式は、二字が互いに別字で
はなく、二字で一語の重韻・双声の語(即ちオノマトペ)で
ある場合にとられる形式である。「譏詬」は、双声の語で、
もともと相手を罵り辱める際の擬声語であったようである。
やがて、この語は、『説文』の両字の説解にあるように、「恥
ずかしめる」義を獲得していった結果、二字で一つの語とな
ったと考えられる。本邦の「ドンドンパチパチ」という争い
の場での擬声語がやがて「ドンパチ」となり、戦争や争闘そ
のものの義となったように、である。

オノマトペの語は、その音さえ表すことができればよいの
で、文字としては様々な書かれかたをする。「臯詢」におい

ても、『説文』にみえるように、「臯」が「譏」や「譏」で書
かれたり、「詢」が「詬」に書かれたりしていることで、そ
れが知られる。さらに、「臯詢」という語は、秦代や漢初の簡・
『説文』に見える字形だけでなく、文献では様々な書かれ方
をしている。以下にそれらを列挙しておこう。

(20) 無廉恥而忍譏詢、是學者之鬼也。「楊註、譏詢、詈辱也。」

(『管子』非十二子)

(21) 草木鷄狗牛馬、不可譏詬遇之、譏詬遇之、則亦譏詬報人、

又況乎達師與道術之言乎。「高註、譏詬、猶禍惡也。」(『呂

氏春秋』誣徒)

(22) 慎到棄知去己、……譏髀無任、而笑天下之尚賢也。縱

脱無行、而非天下之大聖。

「釈文、譏、説文云、恥也。髀、戸寡反、郭勘禍反。譏

髀、訛倪不正貌。王云、謹刻也。」(『莊子』天下)

(23) 是以僻淫邪行之民、出則無衣也、入則無食也、内續奚吾、

並爲淫暴、而不可勝禁也。(『墨子』節葬下)

(24) 頑頓亡恥、臯詬亡節、廉恥不立、且不自好、苟若而可、

故見利則逝、見便則奪。「師古曰、臯詬、謂無志分也。」

謏音胡結反。詬音后。」(『漢書』賈誼伝)

(25)「起奮迅兮奔走、違羣小兮謏詢」。注、謏、恥辱・垢陋之言也。詢一作詢。補曰、謏、音侯。詢、許候切。又胡豆切。荀子、無廉恥而忍謏詢。注云、罵辱也。護、音奚。

一云、謏詬、小人怒。(『楚辭』王逸「九思・遭厄」)

「臯詢」は、(20)では「謏詢」に作り、(21)では「譙詬」に作り(この「譙」はあきらかに「譙」の誤り)、(22)では「謏譙」に作り、(23)では「奚吾」に作り、(24)では「臯詬」に作り、(25)では「謏詢」に作っている。元々オノマトペであるから、同音・近音でありさえすればどのような文字を当てはめようといいいのであるが、しかし恣意にすぎると、当てはめた文字自体によって解釈されてしまう可能性がある。事実、(25)の「奚吾」は、『墨子』に校注を施した呉毓江によつて「此「奚吾」猶「頡悟」、一声之転」と誤釈されている。

注13。

この語は、秦代及び漢初には「臯詢」に作られていた。これから見るに、それ以前は、「臯句」のように書かれていたのであろう。「臯」字の義は今では知ることができないが、義に関係なくその音のみを用いたのである。やがて、それが相手を辱める擬声語であったので、「句」の方に「言」旁が添加されるようになって、「臯詢」に作られるようになった。「言」

旁の添加の訳は、それが擬声語だったからである。「言」旁が、

「護」や「訶」「訶」などの法律的事実や行為を表す語のみならず、擬声語にも添加されるようになったことは、「言」旁の義が、「言語」一般の義(後世、「言」旁はほとんどこの義として用いられる)へと発展してきていることを示しているのであろう。(27)の『楚辭』の注に「詢一作詢」と云うが、「口」旁も「言」旁と同じく、後世「言語」一般の義を表す。しかし、これら「言」旁が完全に後世の「言語」一般の義になっているのかというと、必ずしもそうとは断定できない。

やがて、「臯詢」は、「臯」の方にも「言」旁が添加され、「謏詢」となるのであろう。二字のオノマトペにおいては、添加される偏旁は、同じものになる傾向がある。

さらに次の段階において、「謏詢」において、「臯」字が書くのにやや煩瑣であったからか、或いは「臯」字が後世あまり用いられなくなったがゆえか、「臯」字の代わりに同音の「奚」を書くようになり、「謏詢」という形になるのであろう。

「詢」が「詬」とも書かれるのは、「句」と「后」が全く同音だからである。

オノマトペとしての「臯詢」と関連して想起されるのが、秦簡の一節中の語彙である。

惡吏不明法律令、……是以善斥(詬)事、喜争書。争書、

因恙(佯)瞋目扼棺(腕)以視(示)力、訶詢疾言以視(示)治、

誣詎醜言庶斫以視(示)險、阨閼強抗(仇) 以視(示)強、而

上猶智之毆(也)。(『語書』一〇—一二)

この一節は、「争書」以下がほぼ対となつて四句によつて構成されているが、この中の、今下線を施した三語はそれぞれ、下の「疾言」「醜言」「強抗」という動詞の状態を形容するオノマトペである。「阨閼」は、「強抗」「強情である」を形容しているので、擬態語であるが、「訶詢」と「誣詎」はそれぞれ「疾言」(早口でまくし立てる)と「醜言」(口汚く罵る)を形容しているので、あきらかに擬声語である^{注14}。本邦の擬声語をもって云えば、「訶詢」はペラペラ、「誣詎」はギャーギャーという程度の意であろう。

これらの文字における「言」傍の義は、上で述べた「謏詢」「誣詢」の「言」傍とほとんど同義である。そして、両者に共通する義を探ってみると、いずれも「諍語」であることに気付かれるのである。ここで、「言」傍が、一般的言語の義へと発展する前段階において、「諍語」の義を添加する義があったのではなからうか。そして、もしこの「諍語」の義が存したとすれば、それは、上で見てきた、治獄過程で用いられる法律用語「謏」「訶」「誣」の諸文字の「言」傍との関連もより密接に考えられるのである。

四、謾

この文字は、『二年律令』の中では一箇所だけ見える。

(26) 諸上書及有言也而謾、完爲城旦舂。其誤不審、罰金四兩。

一二(賊律)

しかし、『奏讞書』の中には幾つか見えている。

(27) 毛曰、不能支疾痛、即誣講、以彼治罪也。診毛背管絛癢

相質五也、道肩下到腰、稠不可數、其臀癢大如指四所、

其兩股癢大如指。騰曰、以毛聽(謾)答。它如毛。(案件

一七)

(28) 詰訊女・孔、孔曰、買鞞刀不知何人所、佩之市、人盜紺

刀、即以鞞予僕。前曰得鞞及未嘗佩、謾。詰孔何故以空

鞞予僕、謾曰弗予、雅佩鞞刀、又曰未嘗、孔無解。(案

件二二)

(27)は、蹠字が「謾」字の誤りだと「奏讞書釈文注釈」が推測したものだから、「謾」字自体の検証対象からは除かねばならない。この他にも『居延新簡』にも一例見える。

(29)・□言不敬謾非大不敬在第三卷五十。E.P.F.三十四一六

(26)の意は、上書や上言にウソがあつた場合は云々ということとで、「謾」の義は「ウソ」である。(28)の最初の「謾」は、容疑者孔が、先に行つた「鞞を得たが、帯びた事はない」という供述がウソであることを認めた処で用いられている。次の「謾」は、獄吏の挙関がさらに孔を追求して、「空の鞞を僕に与えたのに、何故『与えていない』とウソをついたのか」と詰問する個所に用いられている。どちらの「謾」も「ウソをつく」義である。(31)の文は断片であるのでやや理解しにくいが、「□言不敬・謾・非大不敬の(罪状規程)は第三卷五十に在り」と訓むのであろう。

これらの用例のいずれも、「謾」が上書・上言・取り調べという公的過程における「ウソ」或いは「ウソの供述」の義で用いられていることは注意を要する。

『説文』や『方言』には、次のようにあって、

(30)謾、欺也。从言曼聲。(卷三上言部)

(31)虔・僂、慧也。秦謂之謾。「郭注、謂謾也。」(卷一)

・・・譴謾・僂也、皆欺謾之語也。楚郢以南東楊之郊通語也。(卷十)

僂・虔、謾也。(卷十一)

いずれも「欺瞞」の義で、上の出土資料の用例と訓は合致するが、「謾」が上書・上言・取り調べなどという官署の所為において刑罰の対象となる行為であることを云うものはない。

文献では「謾」字はかなり多く現れる。その中には、出土資料のように「刑罰の対象となる行為」の義を含むものとうでないものがある。

(32)謾訛首匿愁勿聊。「顔注、謾訛、巧黠不實」。(『急就篇』)

(33)於是上使御史簿責魏其所言灌夫、頗不讎、欺謾。劾繫都司空。(『史記』魏其武安伝)

(34)明法掾張斐又注律、表上之、其要曰、・・・其知而犯之謂之故、意以爲然謂之失、違忠欺上謂之謾、背信藏巧謂之詐。(『晋書』刑法志)

(35)上問周昌曰、「趙亦有壯士可令將者乎」。対曰、「有四人」。四人謁、上謾罵曰、「豎子能爲將乎」。四人慚伏。(『史記』陳豨伝)

(36)於是繡十二經以說、老聃中其說曰、大謾、願聞其要(『莊子』天道)

(37)且夫(蘇)涓來之辭、必非(任)固之所以之齊之辭也。王不如令人以涓來之辭、謾固於齊。(『戰國策』齊策六)

(32)―(34)が、刑罰の対象となる行為としての「ウソをつく」義で用いられており、(35)と(37)が一般的な「あざむく」義で用いられている。この両義のうちどちらが「謾」の本義なのであろうか。(36)の「謾」は「慢」の義で用いられているが、こちらの義は派生義であらう。

「謾」は、「曼」に「言」旁が添加されて成立した文字であらう。「曼」は『説文』(卷三下又部)に見え、曼、引也。从又冒聲。(卷三下又部)と説解されている。この文字の本義について、白川静氏は次のように述べている。

冒は面衣。その面衣を引いて、目のあらわれる形で、「楚辞、招魂」「娥眉曼睩」とは、婦人の美しい目もとをいう。

「説文」に「引くなり」という。目が美しく大きいことをいう語である^{注15}。

卓越した字源の解である。「女が流し目をする」義より、そのような態度をとること、即ち、「おこたる」「侮る」「おごる」という義を表す「慢」字や「嫚」字が成立する^{注16}のである。両字は『説文』にそれぞれ、

慢、惰也。从心冒聲。一曰、慢、不畏也。(卷十下心部)
嫚、侮易也。从女冒聲。(卷十二下女部)

と説解されている。これより、「曼」の義が「怠る」や「侮る」

に引伸した結果、「心」旁や「女」旁が添加されて、「慢」字や「嫚」字が成立するのである。「謾」も「曼」字の引伸に伴って、「言」旁が添加された結果成立した文字なのである。では、この「言」旁はいかなる義を「曼」に添加したのかというと、出土資料では、すべて、法的処罰の対象となる行為としての義で用いられていることから考えて、治獄過程において処罰対象となる供述という義を添加するためであったのではなからうか。

上の(30)で挙げた『説文』の「謾」字のすぐ前に「訛」字が載り、

訛、沈州謂欺曰訛。从言它聲。とある。「訛」は秦簡に見え、

凡訊獄、必先盡聽其言而書之、各展其辭、雖智(知)其訛、勿庸輒詰。其辭已盡書而毋(無)解、乃以詰者詰之。詰之有(又)盡聽書其解辭、有(又)視其它母(無)解者以復詰之。詰之極而數訛。(「封診式」二―四)

と二例見えるが、どちらも、法的処罰の対象となる行為としての「ウソをつく」という義である。よって、そのすぐ後に載せられる「謾」字も、「訛」字と同義だと許慎は考えていたのであろう。(32)の『急就篇』の文中に「謾訛」とありこの「訛」は「訛」と同字。「謾訛」は同義の連文であり、かつ法律用語である。「謾」が元々法的処罰の対象となる語であったことの証の一であらう。

五、誅

「誅」字は、『二年律令』に次のような文中に見える。

(38) 死事者、置後如律。大瘻臂臑股胫、或誅斬、除。一四二
(捕律)

この文は、群盜を追捕する吏徒に関する規程を定めた律文の一部である。当時追捕する側にも、逮捕できなかった時の罰則規定が設けられており、上文は、追捕する吏徒が群盜と闘って、身体に重症を負った場合や、抵抗する群盜を「誅斬」した場合には、その罰則から免除されることをいう。この意は「斬り殺す」ということだが、ここでわざわざ「誅」字を用いていることの意味を考えてみなければならぬ。

『説文』(卷三上言部)には、

(39) 誅、討也。从言朱聲。

と「討伐」の義であることを云うのみであるが、元々はもつと限定された義であったようである。前三〇〇年頃の作器だと考えられている中山王三器の一、「中山王壘方壺」の文に、

(40) 氏(是)以身蒙卒(甲)胄、以戕不愆(順)。

と「戕」字が用いられている。この字は「誅」字に他ならぬ。この文の意は、燕の国王子噲が宰相の子之に禪讓したことに対して、中山国の臣下貯が自ら甲胄を被り、この「不順」を討ちに行くというものである。『国語』「晋語」二に、

大國道、小國襲焉曰服、小國傲、大國襲焉曰誅。

とあるが、「戕(誅)」は、このように、一つの公的権力が大義をもって私人や別の権力や集団を討伐することをいう。「中山王壘方壺」の用例もまさにそのような義である。

では、なぜ漢初に至って、「戈」旁が「言」旁に代えられたのか。それは恐らくこの文字の義が、そのような義から、「公的権力が私人や私的集団に対して行う刑罰行為」へと微妙に変化して行ったためであろう。やはり漢初の出土資料である阜陽漢簡『蒼頡篇』に、

(41) 誅罰賞耐、政勝誤亂。(c〇〇三)

とある。この「誅」が「刑罰行為」の義であるのは、他の「罰」「賞」「耐」という刑罰行為と並べられていることから明らかである。秦簡には「誅」字は見えないので、確定はできないが、「誅」をこのような義で用いるようになったのは、秦代からであろう。「誅」は、『二年律令』よりはやや時代が

下がる馬王堆帛書にもいくつか見える。

(42) 以秦之強、又燕之怒、割趙必突(深)、趙不能聽、逐井忌、

(井忌) 誅於秦。(『戦国縦横家書』二七九—二八〇)

(43) 宋以淮北與齊講、王攻之、轂(擊)趙信、齊不以爲怨、反爲王誅信。以其無禮於王之邊吏也。(『戦国縦横家書』一

一六)

(44) 誅禁不當、反受其殃(殃)。(『経法』「国次」九下)

(45) 凡犯禁絶理、天誅必至。(『経法』「亡論」五七下)

(46) 故刑伐已加而亂心生。今罪而弗誅、耻而近之。(『春秋後

語』七五)

(42) は、井逐が秦国によって誅されること。(43) は、齊王が楚王のために趙信を誅すること。(44) は、国の「誅」や「禁」が当たらないと、国はかえって殃を受ける、ということ。いずれの「誅」も「刑罰行為」としての義である。(45) の「天誅」のみが、もともとの義であるようである。(46) も上に「罪」があるので、「誅」は「刑罰行為」の義である。馬王堆帛書は決して法律書でも法律の条文でもない。思想書や故事・歴

史の書である。しかし、そこに用いられる「誅」が多く「刑罰行為」の義で用いられていることは、漢初(或いは秦)の時代の「誅」字が、法律関係の用語に由来するものであること、そしてその用義が漢初において一般的語彙として援用されてきたことを物語っているのであろう^{注17}。

六、謀

「謀」字は『二年律令』に数箇所見える。

(47) 以城邑亭障反、降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、皆要(腰)斬。其父母、妻子、同產、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏(徧)捕、若先告吏、皆除坐者罪。一一二(賊律)

(48) 謀賊殺、傷人、未殺、黥爲城旦舂。二二二(賊律)

(49) 賊殺人、及與謀者、皆棄市。未殺、黥爲城旦舂。二二三

(50) 謀遣人盜、若教人可(何)盜所、人即以其言□□□□及智(知)人盜與分、皆與盜同法。五七(盜律)

(51) 謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之、罪其妻子、以爲

城旦舂。六八（盜律）

(52) 取(娶)人妻及亡人以為妻、及為亡人妻、取(娶)及所取(娶)、為謀(媒)者、智(知)其請(情)、皆黥以為城旦舂。

一六八（亡律）

これらのうち、(47)のみが「謀反」という語彙のなかで用いられている。(48)―(51)の「謀」は、犯罪を「謀議する」義や「共謀者」の義である^{注18}。(47)の「謀反」も「反を謀る」であるので、これと同義である。これらの「謀」には、マイナス価値、即ち貶義が存する。(52)の「謀」は、仲人の義で後の「媒」字に当たる^{注19}。

『二年律令』中で、「仲人」の義で用いられるのは、この一例のみで、残りはすべて「謀議」の義である。この義の「謀」は、『奏讞書』中にも多く見えるが、ここでは一例だけを挙げておく。

(53) 蜀守讞、大夫犬乘私馬一匹、無傳、謀令大夫武窳舍、上造熊馬傳著其馬讞物、弗身更、疑罪。

秦簡ではこの字は三個所に見え、以下のように用いられている。

(54) 閉日、可以蓋臧(藏)及謀、母可有為也。〔『日書』乙種

四六卷)

(55) 人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買(賣)、把錢偕邦亡、出徼、得、論各可(何)毆(也)。〔『法律答問』五)

(56) 不更以下到謀人、糲米一斗、醬半升、采(菜)羹、芻稟各半石。〔『秦律十八種』一八一)

(54)は、「閉日」だから、その字からの類推で、「蓋藏」や「計畫」に良い、というもの。この「謀」には上で見た「謀議」の義に含まれる貶義はなさそうである。(55)の「謀」は、上の、犯罪の「謀議」の義のものと同じである。(56)の「謀人」は、秦爵三級の「簪裊」の別称である^{注20}とのことで、よってその中の一字「謀」の義を類推するのは今のところ困難である。

「謀」字は『説文』（卷三上言部）に、

(57) 慮難曰謀。从言某聲。𠄎、古文謀。𠄎、亦古文。

と説解されている。「難きを慮る」とは、犯罪の「謀議」の意であろう。『二年律令』『奏讞書』中のほとんどの「謀」字の用義と一致する。

そもそも先秦期には「謀」字は「某」と書されていた。西

周初期の作器とされる「禽簋」に、

王伐蓋侯、周公某、禽祝。禽又(有)厥祝。

とある。「周公某、禽祝」とは、「周公が謀り、禽が祈った」という意である。また、西周晩期の作器とされる「諫殷」に、

女某不又(有)昏、毋敢不善。

とある。「汝謀りて昏(あやまち)有らず、敢えて不善なること母し」と訓まれている^{注21}。これらの「某」に後に「言」旁が添加されて「謀」となったのである。「謀」は、『説文』に古文の字形、「懋」が載っているが、これと同形の文字が出土資料に見出されている。先述の中山王響三器の一、「中山王響大鼎」に、

懋息虜(皆)疋(從)。

とあり、「謀慮皆従う」と訓むべきところ。また郭店楚簡『老子』甲本にも、

懋安也、易寺也。其未莖(兆)也、易懋也。

とあり、この「懋」は今本に「謀」に作る。戦国期後期に「謀」字は「懋」字にも作られていたのである。この文字の成立過程を考えると、先ず「某」に「心」旁が添加され、「慄」という字形となり、その後「慄」字において「某」の部分と同音の「母」に置き換えられて、「懋」字が成立したのであろう。

「心」旁が添加されたのは、添加される前の「某」字の義「はかる」が心的状態であると考えられたがゆえであろう。しかも、上の「懋」字の二つ用例から見て、その義にはプラス価

値、即ち褒義が存する。

これに対して、「某」に「言」旁が添加された結果成立した「謀」字の方は、上で見たように、同じく「はかる」という義でありながら、そこには「刑罰の対象となる」という貶義が存していた。この貶義を「某」字に加えるために「言」旁が添加されたのであろう。そうすると、「謀」字における「言」旁も、上で検討した、「護」「訶」「謾」「誅」の諸字と同じく、治獄過程の一行為たことを示すために添加された旁であることになる。

七、詐、議、請

以上見てきた文字以外にも、秦簡と『二年律令』『奏讞書』のなかに、元字に「言」旁が添加されて、行政過程や治獄過程の一行為を示す語となったと考えられる文字はさらに存する。そして、これらの文字は、先秦期の「言」旁添加の文字とその義を異にすることがある。その厳密な考証には、さらなる出土文字資料の出現を待たねばならないが、今、その用例とともに列挙しておき、後の考究に備えたい。

まず、「詐」字について。

この文字は、秦簡と『二年律令』『奏讞書』の中で、非常に多く用いられており、しかも「詐」に作るものと、「誑」

に作るものがある。

(58) 諸詐増減券書、及爲書故詐弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(臧)爲盜。(『二年律令』一四、賊律)

(59) 十二月壬申大夫詣女子符、告亡。●符曰、誠亡、詐自以爲未有名數、以令自占書名數。(『奏讞書』案件四)

(60) 法律未足、民各有郷俗、民多詐巧、故後有間令下者。(『語書』二)

(61) ●羅之日、利以説孟詐・棄疾・鑿字・葬、吉。(『日書』乙種一七)

(58)―(60)の三例は、「いつわる」の義である。(61)の「詐」の義は不明^{注22}。しかし、上の三例より、「詐」字と「詐」字は同字であることがわかる。「作」字に「作為」より「あざむく」の義が生じ、この派生義を「作」字の他義と区別するため「言」旁が添加され、「詐」字が成立し、やがて「詐」字において「人」が省略され、「詐」字が成立したものと推測される。では、この「言」旁はいかなる義を加えているのであろうか。一見、この「言」旁は、「言辭」の義であるようだが、「詐」字の義に「作」字の義にはない貶義が含まれることから考えて、やはり、治獄の一過程を表すため添加さ

れた旁だと考えたほうがより適切であろう。

この「詐」字に類する文字として、「謫」字がある。「謫」字のうちに「流謫」の義が生じ、この義を「適」の他義と区別するため「言」旁が添加され、「謫」字が成立する(この字は『集韻』に載る)。次に、この「謫」字において、「疋」が省略されて、成立したのが「謫」字である。この「謫」字の「言」旁も「言辭」の義ではない。

ところで、これより以前、春秋期の蔡侯盤と戦国期後期の中山王譽器に「詐」字が見える。

用詐孟姬勝彝盤。(蔡侯盤)

中山王譽詐鼎。(中山王譽大鼎)

この「詐」字の義は「作る」の義である。金文では、普通「乍」の形に作られているが、これに「言」旁が添加されてきた文字である。この「言」旁には、言辭の義も治獄・行政の一過程という義もない。金文の「乍」は、少数ながら「段」「伎」に作るものがある(楚王禽簠、番仲戈)。「段」や「伎」を添加するのは、「乍」字の「つくる」という動詞の義をより鮮明に表すためである。「詐」字における「言」旁もこれらと同様に、元字の「乍」字の「つくる」という義をより鮮明化するためか、「乍」という行為を聖化するために添加されたものであろう。

さすれば、これらの「詐」字は、秦代・漢初の「詐」字とは互いに全く別字であることになる。「詐」字に添加された「言」傍の義も、秦代・漢初の「言」傍の義と異なるというべきだろう。

「議」字について。

この文字は、秦簡と『二年律令』『奏讞書』のなかで次のように用いられている。

(62) 申之義、以駁畸、欲令之具下勿議。〔『爲吏之道』一一〕

(63) 十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所内史、郡守、内史、郡守謹籍馬職(識)物、齒、高、移其守、及為致告津關、……〔『二年律令』五〇九、津關令〕

(64) 吏議、闕與清同類、當以從諸侯來誘論。〔『奏讞書』案件

三〕

これらの「議」字は、すべて「議論する」という義である。この「議」の元字は「義」で、金文期には次のように用いられている。

① 我義鞭女千。(儼卣)

② 旅敢肇帥型皇考威義。(虢叔旅鐘)
③ 肅=義政、齊侯左右、毋疾毋巳。(叔夷鐘)

金文において、「義」は多義字で、①は、「宜(すべきである)」の義。②の「威義」は後の「威儀」で、「儀礼」の意である。③は、「正しい」の義である。これら①や②の義より、「議論する」という義が引伸した後、この義を他義と区別するため、「言」傍を添加して「議」字が成立するのであろう。

ところで、近年出土した、戦国晩期の武器に「郟王訾戈」がある^{注23}。その銘文に、

郟王訾乍行義、自師司馬鈹。

とある。この「行義」は「行儀」で、「義」は「儀礼」の義。この戈と全く同じ戈が『三代吉金文存』等の著にも録されていて、銘文もほとんど同内容である^{注24}。ただ、こちらのほうは、「行義」の「義」が「議」に作られている。「議」に作られているも、この文字は明かに後の「儀」の字なのだから、加えられている「言」傍には、言辞の義も治獄・行政の一過程という義もない。敢えて想像すれば、「儀礼」の義に引伸した「義」字に「謹嚴」の義を加えているのであろうか。よって、この「議」字と、秦代・漢初の「議」は全くの別字である。「言」傍の義も秦代・漢初の「言」傍の義と異なっているのである。

「請」字について。

この文字は、秦簡と『二年律令』『奏讞書』のなかで二種類
の義で用いられている。

(65)有事請毆(也)、必以書、母口請、母羈(羈)請。内史雜
律。〔秦律十八種〕一八八)

(66)縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官
上相國、御史、相國、御史案致、當請、請之、母得徑請。
二一九(置吏律)

(67)女子甲去夫亡、男子乙亦闌亡、相夫妻、甲弗告請、居二
歲、生子、乃告請、乙即弗棄、而得、論可(何)毆(也)。
〔法律答問〕一六七)

(68)或曰、符雖已詐書名數、實亡人也。解雖不智(知)其請、
當以娶亡人爲妻論、斬左止爲城旦。〔奏讞書〕案件四)

(65)と(66)の「請」は、行政用語で「上申する」という義で、
(67)と(68)の「請」は、治獄過程の専門用語で「実情」の
義で、後の「情」字に当たる。この「請」字における「言」
旁も行政用語や治獄過程を表すために「青」字に添加された
ものである。

ところで、「請」字は、中山王三器にも見える。

六九)貯悉(願)在夫(大夫)、以請鄗疆。(中山王譽方壺)

この「請」字は、「やすんじる」の義で、後の「靖」字である。
金文においては、「女既靜京師釐女」(多友鼎)や「鎮(鎮)
靜不廷」(秦公毀)と「靜」字が用いられている。方壺の「請」
は恐らくこの「靜」字の「争」が「言」旁に代えられて成立
したものである。この「言」旁も、一般的「言辭」の義や
治獄過程の義を表していない。先述の中山王譽大鼎の「詐」
字のように、「青」字の動詞義を強化していると思えずより
他ない。

さすれば、この「言」旁と、秦代・漢初の「言」旁の義も
大きく異なっているといえるであろう。

これらの先秦期の文字における「言」旁と秦代・漢初の「言」
旁を比べて判断するに、後者は、明らかに「言」旁に行政的・
法律的義という具体的な義を担わせて、文字を形成してきて
いるといえるであろう。では、この秦代・漢初の「言」旁の
義の淵源はどこに求めることができるのか。

八、訟・許・詰

秦代・漢初の「言」旁の文字において、先秦期の金文資料や竹簡資料にその淵源を探ることが出来るものが幾つかある。

まず、「訟」字について。

この文字は、『二年律令』の中で一例用いられている。

(70) 奴婢自訟不審、斬奴左止(趾)、黥婢顔(顔)頰、畀其主。

一三五 (告律)

この「自訟不審」とは、自らがお上に訴えを行ったにも関わらず、それが不正確であったことを云う。「訟」とは「申し立て」の義である。この「訟」字は金文において古くより用いられている。

(71) 敏諫罰訟、夙夕紹我一人。(大盂鼎、西周早期)

(72) 事(使)厥小子毆以限訟于井叔。(召鼎、西周中期)

(73) 女敢以乃師訟、女上却先誓。(儼卣、西周晚期)

(71)は、周王より孟への言のなかの文句で、「罰訟を敏諫し、夙夕我一人を紹なすけよ」と訓むところ。孟が「罰訟」を行う地位に任ぜられたことを云う。この「訟」は「訴訟」の義である。(72)は、訴訟の記録が残される最古の金文で、「召が小子毆をして約を履行しなかった限を井叔に訴えさせた」というもの。この「訟」も「訴訟」の義である。(73)は、伯揚父が裁定をなして牧牛に語る文句で、「汝敢えて乃(なんじ)の師儼を以って訟うたう」と訓むところ。この「訟」も「訴訟」の義である。

以上の金文の「訟」の義と『二年律令』の「訟」の義とはほぼ同義である。「訟」字の「公」は「公廷」の義。これに「言」が組み合わされて成立したものである。「言」は、「辛」と「口」から成る。載書を入れた器に入墨の針「辛」を置き、神に盟誓する言辞をいう、と白川静氏は説明する。「公」に「言」を加えたのは、公廷での裁きに当たって、争う両者が神前に誓うからだとされる^{注25}。金文期の「言」はそのような「盟誓の言辞」の義を有していたのであろう。

これに伴って想起されるのが、「析」と「誓」字である。

① 格伯取乘馬乘于侂生、厥貯卅田、則析。(侂生設、西周中期)

② 虢旅廼事(使)攸衛牧誓曰、……(酈攸從鼎、西周晚期)
侂生設の「析」は、「ちかう」という義である。やがて、後の酈攸從鼎に至って、この「析」字に「言」旁が添加されて、

「誓」字が成立する。「言」旁を添加したのは、「盟誓の言辞」の義を加えるためであったのだろう。公廷での裁きに関わる文字に「言」旁が添加されることが多いのは、裁きの場が「盟誓」と表裏をなしていたからであろう。

なお、この「訟」字は、包山楚簡の中にもいくつか見えている。

③ 膚人之州人陳德訟聖夫人之人却繫。八四

この「訟」の義も、金文や秦簡や『二年律令』の「訟」と同義である。金文の用義を受け、さらに秦簡の文字へと連なっていくものである。

「許」字について。

この文字は、『二年律令』のなかで十九例用いられている。役所或いは上級機関が「許可を出す」という義である。そのうちの一例を挙げておく。

(74) 十六、相國上長沙丞相書言、長沙地卑濕、不宜馬、置缺不備一駟、未有傳馬、請得買馬十、給置傳、以爲恒。相國、御史以聞、請許給買馬。制曰、可。五一七—五
一八（津關令）

これは、長沙の丞相より、「馬十匹を買う」という「請」が出され、これが相國、御史の討議を経て、皇帝にその許可を

請う上聞を経て、最終的に皇帝の認可が得られたことをいう。

他の用例も「許之」「勿許」というように、上級機関が下級一般公民に対して「許可する」「許可するな」という義である。

「許」字も金文中に多くの用例がある。ここでは、その代表的な銘文二例を出しておく。

(75) 佳正月初吉化庚戌、衛以邦君厲、告于井白・白邑父・定

白・隳白父・白俗父、曰、……正廼訊厲曰、女貯田不。

厲廼許曰、余審貯田五田。井白・白邑父・定白・隳白俗父廼頤、吏（使）厲誓。（裘衛盂、西周中期）

(76) 辭从（從）以攸衛牧、告于王曰、女覓我田牧、弗能許辭从

（從）。王令眚、史南以即號旅。攸旅廼事（使）攸衛牧誓曰、……（辭攸從鼎、西周晚期）

(75) は、裘衛が厲を約束不履行で井白等に訴えたところ、正が裁定して、厲に「汝は田を与えるや否や」と問うたところ、厲がその裁定を受け入れることを承知し、後正式に誓ったというもの。この「許」字は、公判過程における「許諾」の義である。(76) は、辭從が攸衛牧を王に提訴した時のもので、提訴の理由は、「攸衛牧が辭從の田牧の利益を侵害したにも関わらず、その交渉に応じなかった」というもの。ここで、「許」は「応許」の義で用いられている。「許」字の原義は、

「神が人に対して聴許することであると云われているが、やがて、上位のものが下位のものに「許可」する義になったものである。

両者の「許」字の用法は『二年律令』の「許」字の義と近い。

これらの「訟」や「許」字の結構において、「言」旁と「公」「午」はどのような関係にあるのだろうか。「言」と「公」が、或いは「言」と「午」が組み合わせられた会意文字なのか、それとも「公」に「訴える」の義が生じてから、また、「午」に「許諾」の義が生じてから、その義を他義と区別するため、「言」旁が添加された偏旁添加文字なのか、現在のところ、「訴える」の義を有する「公」字や、「許諾」の義を有する「午」字が金文に見えないため、確実な証拠を欠いてはいるが、「公」と「訟」、「午」と「許」の発音が近いことから見て、両字は恐らく偏旁添加文字であろうと推測される。

だとすれば、すでに存していた文字に「言」旁を添加して、行政・法律用語として用いるという秦代・漢初の造字法の淵源は遠く西周期に発していたと言わなければならぬ。

「詰」字について。

この文字は、『二年律令』には見えないが、『奏讞書』の中で数多く用いられて、秦簡の『封診式』でも一例用いられて

いる。すべて、取り調べ段階での「詰問」の義である。

(77) 詰媚、媚故點婢、雖楚時去亡、降爲漢、不書名數、點得、占數媚、媚復爲婢、賣媚當也。去亡、何解。●媚曰、楚時亡、點乃以爲漢、復婢、賣媚、自當不當復爲婢、即去亡、無它解。(案例二)

(78) 訊獄 凡訊獄、必先盡聽其言而書之、各展其辭、雖智(知)其詖、勿庸輒詰。其辭已盡書而毋(無)解、乃以詰者詰之。詰之有(又)盡聽書其解辭、有(又)視其它毋(無)解者以復詰之。(『封診式』五八二—五八三)

(78)の「訊獄」とは、取り調べのこと。文は、容疑者の取り調べ方法について、その供述をよく聴き、すべて書き取つて他に弁解の辞がなければ、「詰」の段階に移る、云々というもの。容疑者自身に弁解させた後に、今度は取調官からその供述の矛盾点を突いてゆくことが「詰」と呼ばれるものである。『奏讞書』の中にはその具体的な実践例が多数載る^{注26}。

(77)もその一つで、引用箇所は、大夫の禄より、かれの所有する、逃亡奴婢の眉の処罰を求める訴えが起こされた時のもの。まず、大夫の禄より、眉の経歴・逃亡経過が述べられ、次に眉自身の供述、そして前の所有者、点の供述と続いた後、取り調べ官より、眉への「詰」が開始される。その「詰」は、必ず「何解」と結ばれる。「以上の詰問にどう弁解するのだ」

というくらいの意である。よって、「詰」とは、供述の矛盾点について自白に持ち込むための厳しい訊問のことである。

実は、秦簡に『日書』と呼ばれる文献があつて、その中に「詰篇」という変怪を駆逐する方法を記したものがあつた。その冒頭は、

(79) 詰 ● 詰咎鬼害、民罔(妄)行、爲民不羊(祥)。告(浩)如詰之、道(導)令民毋麗兇(凶)央(殃)。

とある。この文については以前考察したことがある^{注27}。最初の「詰」は篇名。以下は、「鬼害を詰咎するに、民妄りに行えば、(反つて)民のために不祥たり。浩如として之を詰し、導きて民をして凶殃に麗わざらしむ」と訓むのであろう。ここでの「詰咎」は、変怪の正体を見破り、之を駆逐するということである。ここでの「詰」は、(77)と(78)の「詰」の、取り調べに際して「厳しく訊問する」という義から、変怪の正体を「見破り、駆逐する」という義へ引伸しているのであろう。

先秦期に、この「詰」字は包山楚簡の中に一例見える。

(80) 陰人苛冒・起旦卯以宋客盛公麴之歲留之月癸巳之日、並殺儻之覩罔。僕以詰告子郟公。子郟公命郟右司馬彭愾爲

儻笑箒、…… 一三三

この文中の「詰告」の正確な義は知りたいが、提訴する際の形式で、恐らく「詰問と告発を同時に行う」という程度の意であろう。また、その造字法も、「吉」字に「言」旁が添加されたものと考えられる。だとすれば、楚簡の中に、金文期の、裁判過程の用語に「言」旁を添加する造字法が受け継がれていたことがわかる。

事実、包山楚簡の裁判記録のなかで、「誣」などの从言の文字がいくつか見られる^{注28}。

その文字の来源は、今のところ知ることができないが、將來それらの「言」旁は後に添加された偏旁添加文字だと証される可能性もあろう。そうなると、西周期の、「言」旁添加の造字法は、楚文字のなかにも受け継がれており、それが、秦代・漢初の「言」旁添加文字へと発展してゆくこととなるが、この仮説は、現在のところ、まだ十分な証左を得られていないので、やはり後代への存疑としておくより他ないであろう。

九、まとめとして

「言」は元もと神前に誓盟する辞の謂いであった。ゆえに、金文期においては、神前に誓盟する行為をとまなう裁判の過程を表す文字に「言」旁が添加されていたようである。春秋戦国期にかけて、「言」旁は、ある文字を強調したり、神聖

化したりする働きの義を有するようになっていたが、この用義は後世に伝わることはなかった。秦代および漢初においては、金文期の裁判の行為を表す義を受け継ぎ、治獄過程の文字に「言」旁が添加されるようになり、そこから行政行為を表す文字にも添加されるようになったのである。なお、裁判が言辭による争いであることから、「諍語」にも「言」旁が添加されるようになり、ここから、後世の「言」旁の義、即ち「言語一般」を表す義に発展していったと考えられよう。最後に指摘しておかねばならないことが一つある。最近に至り数多く出土している楚簡の中で、「言」字が多く、「言う」の義で用いられている。これらと、偏旁「言」の働きの別別に論じるべきであると考え、ここでは言及をひかえた。

注

- 1 『張家山漢墓竹簡「二四七号墓」(二〇〇一年一月)の「編著者」が張家山二四七号漢墓竹簡整理小組である。この書の後半部分には、同墓より出土した、『曆譜』『二年律令』『奏讞書』『脈書』『算數書』『蓋廬』『引書』及び遣策それぞれに対して、「釈文注釈」が載る。

2 第六—八簡の律文は、

船人渡人而流殺人、耐之、船嗇夫、吏主者贖耐。其殺馬牛

及傷人、船人贖耐、船嗇夫、吏贖遷(遷)。其敗亡粟米它物、出其半、以半負船人。舳艫負二、徒負一、其可紐數(繫)而亡之、盡負之、舳艫亦負二、徒負一。罰船嗇夫、吏金各四兩。流殺傷人、殺馬牛、有(又)亡粟米它物者、不負。というもの。

3 『睡虎地秦墓竹簡』『封診式釈文注釈』に「剡、応從剡省声、讀為掩」という。

4 この文で、「遣來識戲次」の意が難解であるが、布告の文であるので、「事情を見知る者は証言せよ」というような内容であろう。

5 「乏興」とは、官の徵発(興)を怠たり、サボタージュすること。該書の顔師古注に「律有乏興之法。謂官有所徵発、而稽留闕乏其事也」とする。

6 段注に「此引書序釈之、以説从穴之意、當求而得諸穴、此字之所以从𠂔人在穴也」という。

7 「言」字は、『説文』卷三上に「直言曰言、論難曰語。从口辛聲」と云う。金文で「言」字が最初に用いられるのは、西周早期の「伯矩鼎」の中であるが、その義は、「饗応」で、後世の「言辭」の義とは相渉らない。「言」旁が、会意文字の一字素としてではなく、文字に偏旁として添加されるようになるのを確認できるのは、「誨」「謀」や「記」などであるが、「言」旁の添加によっていかなる義を加えようとしているのか、一部の文字を除いて、まだまだ用例が少なく、

明らかにし難い。

8 その(一)、その(二)その(三)がそれぞれ、『東方学報 京都』七六、七七、七八に掲載。一三九簡は、その(一)に載る。

9 从「回」の文字としては、『説文』に、「駟」(卷十上馬部に「牧馬苑也」と説解)や「炯」(卷十上火部に「光也」と説解)や「洞」(卷十一上水部に「滄也」と説解)や「綱」(卷十三上糸部に「急引也」と説解)があつて、いずれも「回」字よりの引伸義に偏旁が添加された文字と考えられる。

10 元字に「言」旁を加えて、オノマトペとして用いる用字法については、次の、「隹(譏)詢」の処で述べる。

11 「誦」を「研」とした後、「思慮」の意としている。

12 学習院大学漢簡研究会「秦代密通・盜傷事件―江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む―」(『学習院史学』三九号)では、二箇所の「誦詢」をそれぞれ、「あらそうように捜査させ」「あらそつて求めさせて、捜査して」と訳しているが、「誦」を『説文』に従つて、オノマトペと解し、ついでに「誦」も「誦」と同義としてしまった結果の訳である。

13 『墨子校注』上で「呂氏春秋明理篇「夫乱世之民、長短頡頏、百疾」、高注云「頡猶大。悖、逆也」。此「奚吾」猶「頡悖」、一声之転」と云う。

14 『睡虎地秦墓竹簡』「語書釈文注釈」に、「誦詢」について、「誦、『説文』詭譎也」。詢、読為譏、『説文』詐也」。誦詢、

詭詐」と云う。「誦詢」がオノマトペであることを認めない。

また、「誣訊」について、「誣、疑読為駭、『淮南子』脩務」注、「忿戾、惡理不通達」。『説文』作𠄎、云「誣若摯」、与訊古音同部。訊、疑読為譏、乖戾」といふ。「誣」と「訊」が、シツとハツで同部の音であることは理解しているようである。

15 『字統』「曼」字の条。

16 まだ充分な証はないが、『説文』にそれぞれ、「幕也」と説解されている「幔」(卷七下)、「繪無文也」と説解されている「縵」(卷十三上)、「衣車蓋也」と説解されている「車曼」(卷十四上)なども、「曼」字の原義より引伸したものでないかと思われる。

17 「𠄎」や「誅」字において、「戈」や「言」と「朱」の関係が、会意字なのか、「朱」字に「戈」や「言」が加わった偏旁添加文字なのか、現在までの出土資料からは充分に知ることができない。「朱」字は、『説文』卷六上木部に「赤心木。松柏屬。从木、一在其下」と説解されており、朱色を採る木が本義である。金文では、「赤市(𠄎)朱黄(衡)」「頌鼎」と「朱色」の義で用いられるほか、戦国期になると、重量單位の「銖」の通假字として用いられている。「朱」字が「誅伐」の義で用いられた文字資料は今のところ発見されていない。さすれば、「戈」や「言」と「朱」字の関係は、会意字の可能性も残っている。

- 18 例文(48)から知られるように、「謀」だけで実行されなかった場合は、普通罪一等が減じられる。よって、『二年律令』の「謀」は明確に一定の法的概念を有する用語であった。
- 19 「仲人」の義の「謀」も勿論、男女の間を「はかる」義である。『戦国策』斉策「女無謀而嫁者、非吾種也」とあるが、『史記』田敬仲完世家に「謀」を「媒」に作る。
- 20 『睡虎地秦墓竹簡』「秦律十八種積文註釈」。
- 21 白川静 『金文通釈』二二二。
- 22 劉宗賢 『睡虎地秦簡日書研究』「日書」乙種の注釈与疏証」にこの文に注を加えて「説、解除。詐字整理小組積為詐、細審照片当為「詐」、「詐」讀為「詛」というが、やはり意のとり難いところがある。
- 23 『文物』一九八二年八期所載の「燕下都第二三三號遺址出土一批銅戈」。
- 24 『殷周金文集成』一一三五〇。
- 25 『字統』「訟」字の条。
- 26 『奏讞書』では、案例二以外にも、案例一、三、四、五、一六、一七、一八、二二に「詰」字が用いられている。
- 27 「雲夢秦簡『日書』「詰篇」初考」(『大阪産業大学論集』古澤充雄教授還暦記念号、平成七年三月)。
- 28 他には、先述した「訟」や「誹」「謨」などがあるが、その義がまだ明確でない。

平成十九年二月二十八日 原稿受理

大阪産業大学 教養部